

## 障害者任免状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律第40条第2項の規定により、地方公共団体の任命権者は障害者の任免状況について、通報内容を公表しなければならないこととされていますが、やむを得ない場合には、その内容に代えて、内容を公表しない旨及びその理由を公表することができることとされています。

宇多津町では、障害者の種類・程度の区分ごとの数字が一桁であり、他の情報と照合し、または各年ごとの数字を比較すること等により、特定の者が障害者であることおよびその障害の程度等が推認されるおそれがあるため、公表はしていません。

(参考)

### 障害者の雇用の促進等に関する法律

(任免に関する状況の通報等)

- 第四十条** 国及び地方公共団体の任命権者は、毎年一回、政令で定めるところにより、当該機関における対象障害者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に通報しなければならない。
- 2 国及び地方公共団体の任命権者は、厚生労働省令で定めるところにより、[前項](#)の規定により厚生労働大臣に通報した内容を公表しなければならない。

### 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則

(国及び地方公共団体の任命権者が公表する事項等)

- 第四条の十六** [法第四十条第二項](#)の規定による公表は、[同条第一項](#)の規定により通報した全ての事項に係る内容を公表することにより行うものとする。ただし、やむを得ない場合には、当該内容に代えて、公表をしない旨及びその理由を公表することができる。
- 2 国及び地方公共団体の任命権者は、[前項](#)に定める事項及び理由を公表するに当たっては、公表した日を明らかにして、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。